



学び舎を巣立ち 新たな場所へ

3月3日（金）、聖籠中学校で卒業式が行われました。

聖籠中学校の横田博之校長は、聖籠中校歌の一節を引用し、「一人ひとりがかけがえのない存在。自分を認め、大切にしてほしい。自分の中にあるやわらかな芽を見つけ、育てて新しいことにチャレンジしてほしい」と式辞を述べました。

卒業生の皆さんが新しいことにチャレンジし、ますます輝いていくことを心からお祈りします。（裏表紙もご覧ください）

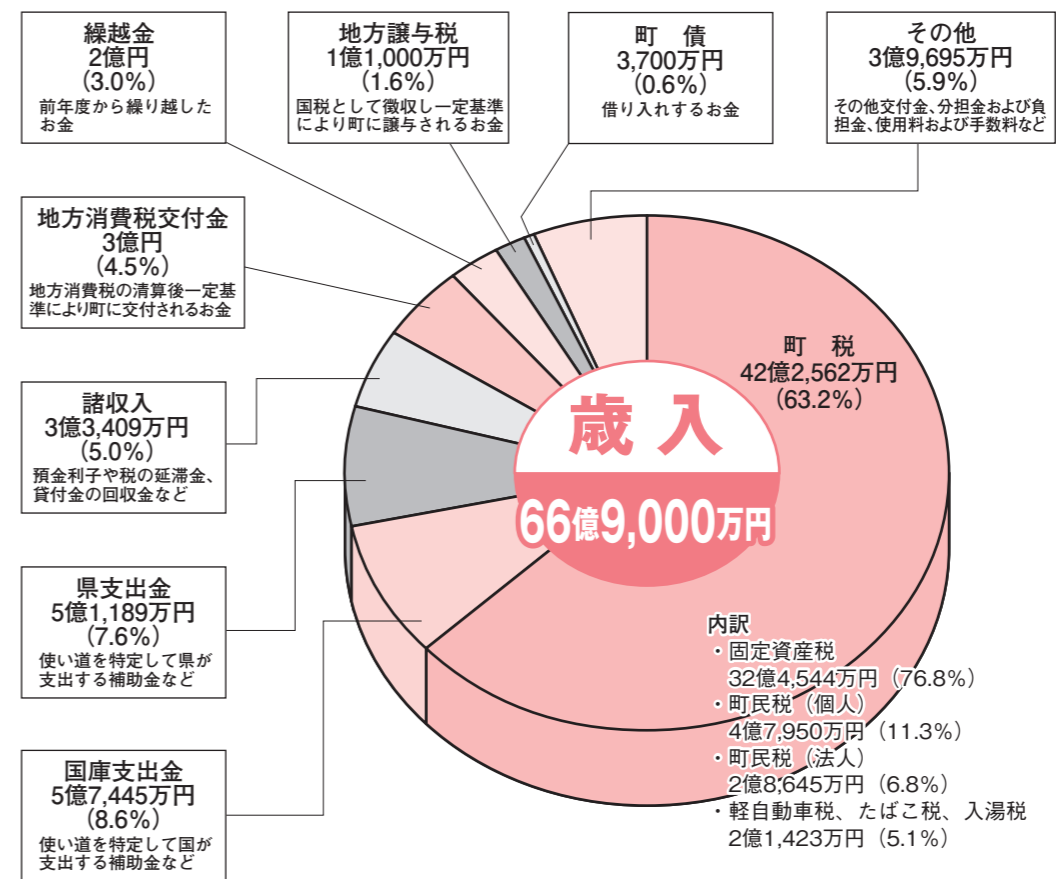
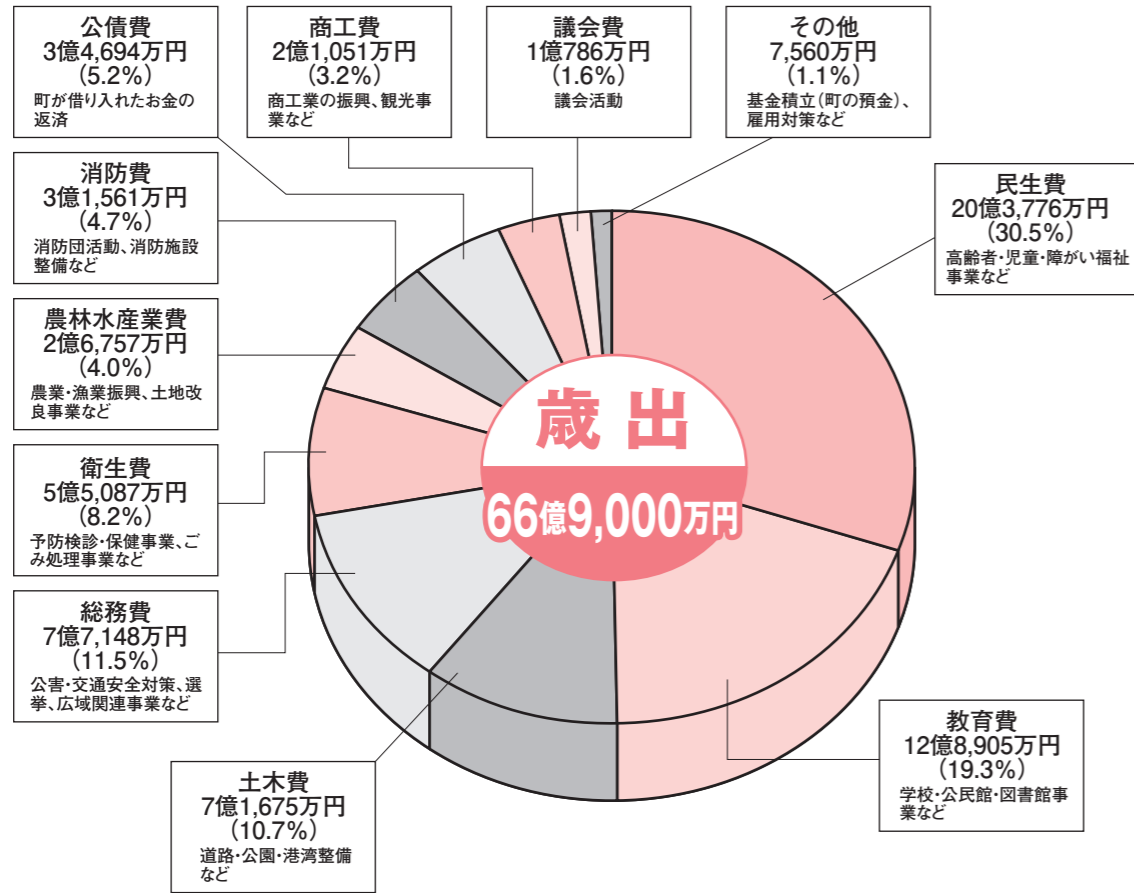
広報せいろう
2017

4 April No.489

平成29年度 一般会計

平成29年度 一般会計予算は **66億 9,000万円**

住みよいまちづくりに向けスタートします



平成29年度の予算が3月定例議会にて審議され、一般会計予算は66億9千万円、また特別会計予算は6会計合計43億9,056万円が議決されました。
住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場 税務財政課までご連絡ください。
☎ 27・1956 (直通)

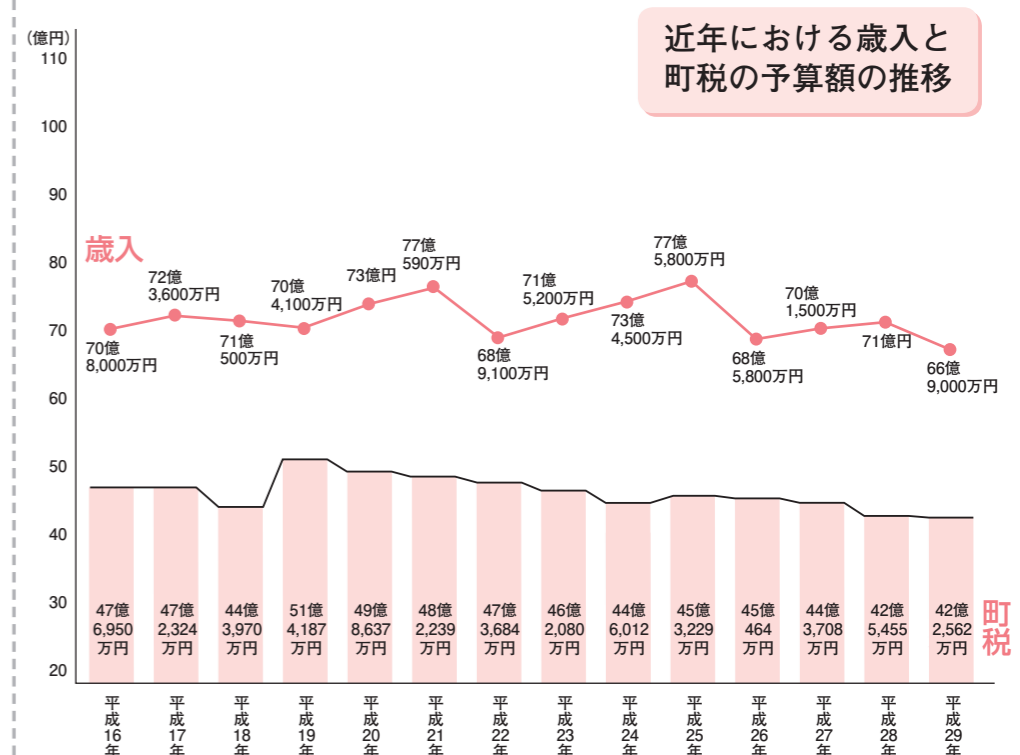
平成29年度 特別会計予算は計43億9,056万円

会計名	予算額
国民健康保険	事業勘定 15億3,401万円
	施設勘定 9,829万円
介護保険	12億4,855万円
後期高齢者医療	7,576万円
県営開拓パイロット事業	991万円
下水道事業	収益的支出 7億1,733万円
	資本的支出 3億9,030万円
水道事業	収益的支出 2億8,374万円
	資本的支出 3,267万円

- **国民健康保険特別会計**
町民が望む保健・医療・福祉の一体化したサービスを行い、「安心して暮らせる町づくり」を目指します。
- **介護保険特別会計**
老後の自立支援を基本とし、共同連体の考えを軸に居宅や地域中心に社会的介護を保障してまいります。
- **後期高齢者医療特別会計**
75歳以上(一定の障がいのある人は65歳以上)の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者福祉の増進に努めてまいります。
- **県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計**
開拓パイロット事業の維持運営に努めてまいります。
- **下水道事業会計**
下水道の維持管理と接続率の向上に努めてまいります。
- **水道事業会計**
良質で安全なおいしい水の安定供給に努めてまいります。

一般会計予算

厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源の重点的・効率的な配分により、少子・高齢化対策や防災対策、魅力ある農業づくり、教育の充実など町民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて事業を実施してまいります。(主な事業は4ページ参照)



【第4次総合計画の基本理念】



【町の将来像】

- 安全で快適な生活環境の創造 …… 9億8,612万円
- 安心できる暮らしの実現 …… 22億2,045万円
- 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 …… 4億5,785万円
- 地域資源を活かした魅力ある産業の形成 …… 3億3,209万円
- 開かれた行財政の推進 …… 1億8,251万円

平成29年度一般会計第4次総合計画に基づき実施される事業の概要

安全で快適な生活環境の創造

◆地域特性を活かしたまちづくり

公園維持管理事業

3038万円

都市公園などの維持管理業務委託

町営住宅運営事業

834万円

町営住宅東山団地の管理運営

地籍調査事業

1061万円

地籍調査・測量図修正図面作成委託など

◆自然環境との共生

保安林等育成保全事業

4434万円

森林の管理等業務委託

町民緑化意識高揚事業

1689万円

環境美化ネットせいろう補助金、重点地区環境美化委託など

◆生活環境の整備

道路整備事業

1億321万円

道路を整備するための調査・測量・設計委託、用地購入、物件補償、道路改良舗装工事など

道路維持管理事業

6564万円

道路の清掃、植栽管理、修繕など

除雪事業

5826万円

除雪作業委託、修繕料など

町循環バス適正運行事業

4849万円

町循環バスの運行事業

ごみ適正処理事業

1億4003万円

豊栄郷清掃施設処理組合への負担金

ごみ減量化・資源化推進事業

1億340万円

ごみ収集運搬業務委託、生ごみ堆肥化事業など

安心できる暮らしの実現

◆安全に暮らせる環境づくり

消防力の整備・充実事業

2億7344万円

新発田地域広域事務組合(消防)への負担金、水道事業会計負担金など

防災対策推進事業

2813万円

消防団活動事業、自主防災組織自立育成事業など

◆安心して暮らせる福祉のまちづくり

子育て支援事業

2億9987万円

児童手当扶助事業、ひとり親家庭等医療費助成、健やか子育て支援金など

放課後対策充実事業

4523万円

児童クラブ・児童館運営経費

保育体制充実事業

5億5766万円

保育業務委託、病児保育業務委託、私立保育園運営補助
生活支援事業
2億453万円

介護給付費等扶助、障がい者の地域生活支援事業委託・扶助
障がい者助成事業
4601万円

重度心身障害者医療扶助、指定障害福祉サービス事業(杉の子の家)への運営補助など
生きがい対策事業
3591万円

生きがい型デイサービス事業委託料、高齢者応援手当の支給、敬老会事業など
在宅福祉対策支援事業
6549万円

通所介護運営、おむつなどの給付、介護者手当など
養護老人ホーム入所委託等事業
7518万円

養護老人ホームへの入所委託・負担金

◆生涯健康に暮らせる

まちづくり

予防接種事業

5045万円

予防接種の実施、接種料の助成など

切れ目ない妊産婦・乳幼児保健事業 7122万円

妊産婦・子ども医療費助成、妊婦・乳幼児健診事業、特定不妊治療費助成など

健診事業

3512万円

各種健診事業の実施

学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆いきいきと学び子どもたちの教育

教育支援事業

3014万円

英語指導助手委託、非常勤講師雇用、学校図書館司書の配置（小・中学校）
学校給食業務委託事業

7740万円

給食調理、配送業務の委託

情報機器ネットワーク管理

5621万円

情報機器借上など
人的支援事業

4487万円

介助員の配置
学校等施設維持管理事業

1713万円

施設改修（こども園、小・中学校）など

育英資金貸与事業

5896万円

育英生貸付金

◆豊かな感性の醸成

社会教育施設維持管理事業

5315万円

各施設管理業務委託、修繕など

芸術・スポーツ活動

3194万円

支援事業
スポネットせいろ補助金、スポーツ推進アドバイザー報酬など

図書館運営事業

1990万円

図書購入、図書館業務処理専用機借上など

芸術文化推進事業

2254万円

文化会館自主事業、文化会館設備操作委託など

◆豊かな国際感覚の醸成

国際交流事業 511万円

中国ハルビン市や県費留学生との交流事業

地域資源を活かした魅力ある産業の形成

◆町の資源をフル活用したいきいき農業

生産法人・認定農業者等

育成事業 1242万円

青年就農給付金、農地中間管理事業など

農林水産業総合振興事業

730万円

農業機械・設備整備に係る助成など

生産基盤整備事業

2429万円

基盤整備事業、農道整備事業など

水田農業確立対策事業

4000万円

農業再生協議会への補助金

多面的機能支払交付金事業

3627万円

農業の多面的機能の維持・発揮のため地域活動を支援

◆活力と魅力ある漁業

稚魚放流事業 93万円

ヒラメ稚魚の購入

漁業施設周辺整備事業

108万円

加治川河口、次第浜船だまり浚せつ事業

◆自然環境を活かした観光

観光施設運営事業

2465万円

海のにぎわい館、海水浴場の運営

観光開発支援事業

2330万円

観光協会運営支援など

クルーズ客船誘致推進事業

211万円

クルーズ客船受入等運営委託

◆未来を支える商工業

中小企業活性化支援事業

1億2401万円

商工会運営補助、商工会館施設整備、各種預託金および利子補給

◆ともに考え責任を分かち合う意識づくり

行政連絡事務等円滑化推進事業

1556万円

報償費、行政連絡事務・配送業務委託

広報広聴活動の充実事業

713万円

広報せいろう、社会教育だより、議会広報の発行、議会ラジオの放送

町制施行40周年記念事業

1000万円

式典他各種記念事業実施

◆地域主権型社会に対応した体制づくり

広域行政の推進事業

1228万円

新発田地域広域事務組合への負担金

◆将来展望に立った健全な行財政の運営

ふるさと納税促進事業

420万円

返礼品発送等業務委託など

行政事務効率化推進事業

9645万円

行政事務の電算化の推進など

開かれた行財政の推進

財政改革を實行

39事業を削減・廃止しました

聖籠町の財政状況は、国や他市町村と同様に厳しい状況が続いています。

収入面においても、景気回復がなかなか進まないことから大規模な新規設備投資も少なく、一方、固定資産における大規模償却資産の資産価値の低下などにより、減収傾向が今後も見込まれる状況です。このような厳しい財政状況を踏まえ、福祉、教育などの行政施策を持続可能なものとするため財政改革を實行しました。

対象となった事業は229件で、このうち39件の事業を一部削減や廃止としました。行政内部におけるものは除き、皆さんに直接関係する事業の見直し結果をお知らせします。

平成29年度削減・廃止事業一覧

事業名	事業内容	見直し結果	担当部署
太陽光発電施設設置補助事業	太陽光発電システムを設置する住宅に対し、設置容量1KW当たり5万円を助成(上限20万円)。	廃止します。	生活環境課 ☎27-1962
合併処理浄化槽設置整備事業	下水道供用区域外の世帯の水洗化・生活排水処理を推進するため、合併浄化槽の設置経費の40%を助成(浄化槽規模により上限あり)	廃止します。	
訪問介護利用料助成事業	同じ月に利用した訪問介護サービス利用料自己負担額(1割分または2割分)の4割を助成。	平成29年度は現行の自己負担額4割助成を2割助成とします。平成30年度に廃止します。 ※経過措置:29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	町民課 ☎27-1952
在宅サービス利用料上乗せ分助成事業	在宅サービスの1カ月に利用できる支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となるが、その超過分の1/2を助成。	平成29年度は現行の自己負担額1/2助成を1/4助成とします。平成30年度に廃止します。 ※経過措置:29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	保健福祉課 ☎27-6511
高額介護サービス助成事業	住民税課税世帯であっても、本人非課税の場合は介護保険制度上では利用者負担額37,200円を超えた部分は全額助成となる。町で24,600円を超えた部分を助成(37,200円超は国助成)。	平成29年度は現行の自己負担額24,600円を超えた部分の助成割合を全額から1/2とします。平成30年度に廃止します。 ※経過措置:29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	
長寿祝金支給事業	長寿の祝金として、90歳以上94歳まで3万円、95歳以上5万円を毎年支給。 ※介護保険法に基づく施設の入所者は対象外	現行の90歳以上94歳までは3万円を2万円に、95歳以上は5万円を3万円に減額します。	
寝たきり老人等介護者手当支給事業	要介護者と同居している家族の経済的負担を軽減するため、所得税非課税世帯に月10,000円、所得税課税世帯には月5,000円を支給。	所得税非課税世帯は現行の10,000円を5,000円に、所得税課税世帯は5,000円を3,000円に減額します。	
高齢者及び障害者向け住宅整備事業	居室・廊下・トイレ・浴室などの改造や段差解消などを整備するための費用を助成。 対象経費限度額:高齢者80万円 障がい者、療育手帳A100万円 補助率:生活保護世帯10/10 所得税非課税世帯3/4 その他の世帯1/2	対象者の基準を現行の世帯合計所得600万円を合計収入600万円とします。	
介護施設サービス利用者支援事業	施設などへの入所に伴い入所者が負担する費用の合計が10万円を超えた場合、その超えた分の費用を月当たり3万円を限度として支給。	廃止します。	
高齢者応援手当支給事業	高齢者の福祉増進と生活の安定を図るために応援手当を支給(年額)。 第1段階2,200円、第2段階2,500円、第3段階3,500円、第4段階4,500円、第5段階5,000円、第6段階6,000円、第7段階6,500円、第8段階7,500円、第9段階8,500円	段階ごとの支給割合は変更せずに、事業費総額を1,000万円以内とします。	

**削減・廃止と判断した
主なポイント**

- ・同種の事業との重複はないか。
- ・また、他事業との整合が図られているか。
- ・費用対効果の面から効果的な事業となっているか。
- ・県内、または近隣自治体でも同様の事業が行われているか。
- ・また、聖籠町だけが突出したサービスとなっていないか。
- ・国・県の方針に沿った事業となっているか。

7800万円を節約！

**子育て支援などに充当
改革は続行します**

今回の財政改革により7817万4千円を節約することができました。

この貴重な財源は、子育て支援や教育、安心して暮らせる町づくりなど重点施策に充当していきます。

平成29年度以降も財政改革を継続し、持続可能な安定した行政施策を継続できるよう努めて参ります。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年度削減・廃止事業一覧 (続き)

事業名	事業内容	見直し結果	担当部署
重度心身障害者医療扶助事業	医療費の患者負担分を助成。 通院：4回まで通院1回あたり530円を超えた額を助成。5回目以降は患者負担額の全額を助成。 入院：1日あたり1,200円を超えた額を助成。	4月1日以降の新規受給者証交付から所得制限を設けます。 ※扶養親族がいない場合は360万4千円を所得制限額とし、扶養の種類、人数により限度額を上げます。	保健福祉課 ☎27-6511
在宅重度心身障害者介護手当支給事業	在宅の重度心身障がい者の介護手当を支給。 所得税非課税世帯 1万円/月 所得税課税世帯 5千円/月	所得税非課税世帯 1万円/月→5千円/月 所得税課税世帯 5千円/月→3千円/月	
自立支援医療費扶助事業	自立支援医療費の自己負担額の1/2を扶助。 ※自立支援医療…精神通院医療・更生医療・育成医療にかかる医療費負担の軽減制度。原則自己負担1割で、所得に応じて負担上限あり。	自立支援(育成・更生・精神通院)医療の対象者のうち、重度心身障害者医療費助成の受給者を助成対象から除きます。 ※経過措置：29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	
精神障害者入院費扶助事業	精神障がいに伴う入院費を扶助。(上限額は、26,000円/月)	上限額 26,000円/月→20,000円/月 ※経過措置：29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	
難病等の医療費助成事業	指定難病の患者が、その難病の療養に要した自己負担額のうち、一部負担金相当額を助成。	対象者の自己負担額に対する助成の割合を全額助成から1/2助成とします。 ※経過措置：29年3月利用分までは現行制度(旧)適用	
チャイルドシート購入費助成事業	乳幼児のためにチャイルドシートを購入した親権者に対し、対象乳幼児1人につき1回限り助成。 助成の金額：1台につき購入額の1/2を補助 1千円未満切り捨て。上限額は1万円。	廃止します。	子ども教育課 ☎27-1965
心身障害児の通園・通学費助成事業	月額7千円を上限に、通園・通学に要する交通費を助成。	廃止します。	
児童クラブ運営事業	山倉・蓮野・亀代児童クラブの施設利用料 ・月額利用料6千円、18時以降の延長分250円/30分 ・緊急一時的利用分4時間未満1回200円。4時間以上1回300円。	・利用料月額6千円→8千円、18時以降の延長分250円/30分→400円/30分 ・緊急一時的利用分4時間未満1回200円→300円 4時間以上1回300円→400円	
遊休農地対策事業	①遊休農地を整備し解消する地区協議会に対し、事業費の2/3を助成。 ・障害物撤去、整地などへの支援(1回限り) ・耕うん、播種、除草などへの支援(5回を限度、1回限度額2万円/10a) ②遊休農地を取得または5年以上貸借する方に対し、事業費の2/3を助成。 ・障害物撤去・整地などへの支援(1回限り)	①の耕うん、播種、除草などの支援を5回限度から2回限度に短縮します。	産業観光課 ☎27-1953
無担保無保証人融資(聖籠町制度資金支援事業)	金融機関への預託(融資額の1/4) 貸付利子の補給(年2.8%のうち1.8%補給) 保証協会保証料補給 融資額300万円以下の場合 保証料の100% 300万円超700万円以下の場合 // 75% 700万円超1千万円以下の場合 // 50%	制度資金支援事業のうち「無担保無保証人融資」を廃止します。	

お問い合わせ 財政改革全般に関すること ☎ 27-2111 (役場代表) ※ 個別の事業は一覧表に記載の担当部署へ
税務財政課 財政係 (内線 141・142) または 総務課 総合政策係 (内線 223・224)



すくすくサロン「さくらんぼ」

【連絡先】

電話 27-3322
FAX 27-8888

聖籠こども園では、家庭で子育てが楽しめるように、すくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、お子さんの子育てを楽しんでいます。また、利用者同士仲間になったり、看護師や栄養士の育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。

「すくすく」の主な予定

- ★大きなあれ 身長・体重測定
 - * 第1火曜日…測定日 (0~1歳6ヵ月児の日) ・相談日
 - * 第2火曜日…測定日 (1歳7ヵ月児以上の日)
- ★子育て相談・・・月曜日～金曜日
 - * 保育士・栄養士・看護師が相談に応じます。
- ★離乳食試食会・・・月1回
 - * 初期・中期・後期・完了期で実施しています。
- ★季節の行事や製作・リズム
 - * 講話・七夕会・秋の会・クリスマス会・ブックスタートなどの行事があります。また、毎月、各年齢で楽しむ親子触れ合い遊びも計画しています。
- ★お話タイム
 - * 親子で絵本に触れ合うひと時を設けています。またスタッフによる絵本の読み聞かせをしています。
- ★お父さんもおいでよ！

*すくすくサロン「さくらんぼ」でお父さんも一緒に遊びましょう。いつでもお父さんの参加大歓迎です。

4月はこんなことがあるよ!

- 10日(月) すくすくオープン
- 11日(火) 測定日・相談日
(0~1歳6ヵ月児の日)
- 18日(火) 測定日(1歳7ヵ月児以上の日)
- 19日(水) 春の会(こいのぼり作り)10:30~
- 26日(水) 春の会(こいのぼり作り)10:30~
 - * 春の会はどちらか都合のいい日においでください。
 - * 時間に遅れないようにおいでください。
- 24日(月) お誕生会
 - お友達も誘っておいでください。
 - * 持ち物…飲み物(お茶)・手拭きタオル、オムツ替え用タオルなど

「さくらんぼ」利用にあたって!

- ★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。
- ★親子で仲間作りが楽しめるリフレッシュできます。
- ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育めます。
- ★子育ての悩みや心配ごとなど気軽に相談できます。
- ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)

開放日…月曜日～土曜日(無料です)
★午前 8時30分～11時30分
★午後 3時～5時

毎月のおたより発行について

- ★毎月の詳細(予定)については、おたよりを発行しますのでご覧ください。
- ★おたよりは聖籠こども園・保健福祉センター・亀塚児童館に置いてあります。各自で直接もらいに行ってください。また、カレンダーを保健福祉センター・図書館・結いハート聖籠・町民会館・各こども園などに掲示してありますのでご覧下さい。

聖籠こども園すくすくサロン「さくらんぼ」地図



ウェブサイト閲覧中の二セの警告音にだまされないで!

パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴りだし、「ウイルスに感染した」などという警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。

相談事例

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴りだし、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に電話してしまった。1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。
(60歳代 男性)

対策

- ・警告音や画面表示が出て慌てないことです。
- ・画面の連絡先に電話をしてはいけません。
- ・困ったときは消費生活センターに早めにご相談ください。



通信

4月
vol.78

聖籠町民課
消費生活センター
☎27-1958(直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

訪問され買い取られた貴金属はクーリング・オフができます!

「突然自宅を訪れた業者に、十分な説明もなく、宝石や指輪、金貨などの貴金属を安値で買い取られた」など訪問購入に関する相談が寄せられています。これらは、「不要なものを買取る」など言葉巧みに自宅に上がりこみ、貴金属などを強引に安値で買い取るという悪質な手口です。



相談事例

「不用品など何でも買い取る」と電話があり、来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と言い、あまりにもしつこいので、仕方なく金のネックレスなどを見せたところ「それを売ってほしい」と言われた。断っても帰らず怖かったため2万円で売却した。冷静になると後悔し「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。
(70歳代 女性)

アドバイス

- *クーリング・オフができます。(例外もあります)
- *知らない業者を安易に自宅に入れることなく、売却したくない場合はキッパリ断りましょう。
- *困ったときは相談してください。

2月相談受付状況

月	件数	主な相談内容
2月	4件	不審な電話、オール電化、電気料金の節約、ウォーターサーバー

白アリ点検の強引な勧誘

農業団体との提携をうたい、断ってもしつこく勧誘されたとの情報が寄せられています。必要ないときははっきり断りましょう。それでも勧誘されたら、会社名と連絡先をメモし消費生活センターにご相談ください。高齢の方のおられるご家族の方々は注意を払ってください。



第10次聖籠町交通安全基本計画および平成29年度 聖籠町交通安全対策基本方針を決定

2月24日（金）、交通事故のない安全で快適なまちづくりを目指すため、5年間の交通安全基本計画および平成29年度町交通安全対策基本方針を町交通安全対策会議で審議しました。

交通事故防止目標とこの目標達成に向けた交通安全対策の重点などが協議され、第10次聖籠町交通安全基本計画と平成29年度聖籠町交通安全対策基本方針が承認されました。

今日も一日交通安全

交通安全に関することは

役場 生活環境課

☎27-2111 (内線284)



町と関係団体が輪となり、警察と連携し、事故防止対策を推進していただきたい！

4つの重点目標

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の交通ルール遵守とマナーの向上・歩行者の安全確保
- 3 シートベルトおよびチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



町交通安全対策会議の様子

3年間、ヘルメット着用した生徒たち!



3月1日（水）、聖籠中学校校長室において、自分の身を自分で守るため、校則となっていないヘルメット着用を徹底し、3年間通学したことが他の生徒の模範となったとして、新発田地区交通安全協会聖籠支部から下記生徒に記念品が贈呈されました。

聖籠中学校 3年 山倉 渡邊 朝陽さん
3年 山大夫 土田 かずひろさん

春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(木)～4月15日(土)
～スローガン～

示そうよ 黄色い帽子に 大人のお手本

春の全国交通安全運動を実施します。運動期間中は、町内各地で街頭指導を行います。可愛い子どもたちの見守り活動にご協力をお願いいたします。

横断歩道では歩行者優先です。子どもたちが横断歩道で渡ろうとしていたら必ず止まりましょう。



町の交通事故発生状況

区分	2月			1月～2月(累計)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成29年	2	0	2	4	0	4
平成28年	2	0	2	3	1	2
増減	0	0	0	+1	-1	+2

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

3月9日(木)

まち・ひと・しごと創生

総合戦略推進会議開催



聖籠町における地方創生を推進するため、平成

28年3月に聖籠町人口ビジョンおよびまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総

合戦略)を策定しております。

今回の会議では、この総合戦略に基づく事業の進捗状況の確認と効果検証が行われ、活発な意見交換がなされました。

3月12日(日)

中国県費留学生送別会開催

中国黒龍江省から新潟大学などで留学や研修をしている県費留学生の帰国が間近に控えています。

3月12日(日)、ホテルぎぶらんで中国黒龍江省からの県費留学生らの送別会を開催しました。送別会には、県費留学生の

ほか、中国駐新潟総領事館の領事および職員、元県費留学生、町議会議員の皆さんなど28名が参加し、町での思い出話に花を咲かせました。

町では、平成元年から中国黒龍江省から新潟大学などへの県費留学生と交流を行っています。本年度は、サクラランボ狩りやブドウ狩り、水餃子づくりなど通じ、町民と留学生との交流を深めました。

3月15日(水)

聖籠町生涯活躍のまち

構想研究会町長報告

将来的な人口減少・少子高齢化対策の一つとして、健康でアクティブな生活を送り、必要に



↑研究会報告書を手渡す窪田会長(右)と報告書を受け取る渡邊町長(左)

応じて医療や介護を受けることができる地域づくり「生涯活躍のまち」の聖籠町における実現可能性について、平成28年3月から全7回に渡って研究会が開催されました。

このたび、1年間にわたる調査・研究結果がまとまり、町長へ提出されました。

町民課

3月2日(木)

平成28年度第5回聖籠町国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映しながら適切に行われることを目的に調査審議を実施しています。

今年度第5回目となる協議会では、次の事項について審議を行いました。

- ・平成28年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- (案)について
- ・平成29年度聖籠町国民健康保険特別会計予算概要について

子ども教育課

2月24日(金)

第2回聖籠町教育委員会

定例会開催

聖籠町学校支援地域本部地域教育協議会委員の委嘱について

以上1項目について審議されました。

農業委員会

2月24日(金)

農業委員会第23期

第12回総会開催

- ・農地法第3条の規定による許可申請について
- ・農地法第5条の規定による許可申請について

農用地利用集積計画による(利用権設定) 申出審査について

以上3項目が審議され、議決承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局で閲覧できます。

何でもご相談
ください!

特設人権相談所を開設します

町では、平成29年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。
相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

開設予定日	時間	場所	相談員
5月11日(木)	午後1時 ～3時	町民会館 第1会議室	聖籠町内に在住の 人権擁護委員
6月8日(木)			
10月19日(木)			
12月7日(木)			

■相談内容

相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・
名誉侵害などの心配ごとや、困りごと

☒役場町民課 町民サービス係 人権擁護担当 (内線111)
新潟地方法務局 新発田支局 ☎24-7102

高齢者を対象にした運動教室

【参加者の声】

一緒に運動するのが楽しい
腕の上がり、楽になった



期間	4月11日～7月25日 毎週火曜 全16回 参加者に詳細送付
時間	午前10時～11時30分
場所	聖籠町保健福祉センター
内容	肩・腰・膝の痛みを改善する運動／ガリレオ(振動マシン) ／丈夫な体づくりの為の栄養教室／認知症予防の体操
対象	65歳以上(昭和28年4月1日以前の生まれ)で、医師から運動を禁止されていない方 12名 ただし、初回参加の方が優先になります。

☒・☒聖籠町地域包括支援センター(町保健福祉センター内)
☎27-6521

町長の動向 (主なものを抜粋)
4月
2日 町消防団新入団員等辞令交付式
6日 中学校入学式
7日 小学校入学式
8日 新潟市政令指定都市移行10周年記念式典
9日 弁天潟さくらまつり
10日 こども園入園式
11日 日本サッカーを応援する自治体連盟総会
18日 町村会役員会
25日 聖籠町合同慰霊祭

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(町保健福祉センター内)	☎27-6511
上下水道課(上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

INFORMATION

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場1階 1階会議室

◆行政相談

11日(火)

午前10時～11時30分

☒役場総務課(内線229)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談

5日(水)、19日(水)

午後1時～4時

☒聖籠町社会福祉協議会

☎27-6767

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2ヵ月児歯科健診

17日(月)午後1時15分～

○3歳6ヵ月児歯科健診

24日(月)午後1時15分～

○1歳6ヵ月児健診

27日(木)午後1時～

○乳児健診

28日(金)午後1時15分～

☒保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠町子ども家庭相談センター（子ども教育課内）よりご案内

当センターでは専門相談員を配置し、町の18歳未満の子どもおよびその家族を対象に、子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処するため、下記①～⑤の事業を実施しております。

子育てに悩む保護者などからの相談には、内容に応じた適切な相談先の紹介をするなど、きめ細かな対応に努めておりますのでご利用ください。

- ① 子どもおよび家庭に関する総合相談に関すること
- ② 学校、家庭および関係機関との連携に関すること
- ③ 地域の子育て・教育に関すること
- ④ 要保護児童対策地域協議会の運営に関すること
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、子ども・子育てに関すること

また、当センターでは「聖籠町こどもホットライン」を実施しております。

このホットラインは、いじめや家庭内の問題などで、親や学校の先生に相談できずに悩んでいる『**子どもたちの声を聴く**』ためのものです。

子どもの気持ちを大切に話を聴き、一緒に考えながら子ども自身が解決する糸口を見つけるためのサポートをしています。

悩み事、誰かに話したいけどなかなか話をすることが出来ないなど、ひとりで問題を抱え込まず、まずはこのホットラインをご利用してください。

どんな些細なことでも、スタッフが真剣にあなたの話を聴き、サポートします。

☎：080-2123-8372

☎：080-9504-3932

☎：090-4393-8773

E-mail : e-kodomo@town.seiro.niigata.jp

- 開設時間：午前9時から午後5時まで
- 閉 設 日：土・日曜日、祝祭日および年末年始（役場閉庁日）
- E-mailは24時間受信しますが、センターからの返信・連絡などは閉設日以外の上記開設時間帯となります。

臨床心理士による こころの相談室

いじめ・不登校・発達・その他 こころの問題の解決にご利用ください。

■平成29年度 開設日程

月	日・時間帯	月	日・時間帯
4	5日(水) 午前 17日(月) 午前・午後	10	4日(水) 午前 16日(月) 午前・午後
5	10日(水) 午前 29日(月) 午前・午後	11	8日(水) 午前 13日(月) 午前・午後
6	7日(水) 午前 19日(月) 午前・午後	12	6日(水) 午前 11日(月) 午前・午後
7	5日(水) 午前 10日(月) 午前・午後	1	10日(水) 午前 22日(月) 午前・午後
8	2日(水) 午前 28日(月) 午前・午後	2	7日(水) 午前 19日(月) 午前・午後
9	6日(水) 午前 25日(月) 午前・午後	3	7日(水) 午前 12日(月) 午前・午後

☐ 聖籠中学校内「子ども健康相談室」
または各園校

☑ 乳幼児・小学生・中学生とその保護者
■ 相談員 臨床心理士 今成京子 先生

※事前申し込みが必要です。申し込みは随時受け付けます。

※相談実施時間など、詳細は申込受付後にお知らせします。

※開設日を変更する場合があります。

お申し込み・お問い合わせ
聖籠町教育委員会 子ども教育課
子ども・子育て支援係(内線308)

ひろげよう！緑のまちづくり



町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にすることを意識を持ち、その心を育んでいただけるよう、次の緑化事業を行っています。ぜひご活用ください。

苗木の配布

■次のいずれかに該当する方

- ・住宅（一戸建）を新築または購入した方
- ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
- ・家庭の緑化を推進する方は

※ 家庭の緑化を推進する場合は1世帯につき1回限りです。また、アパートなど

にお住まいの方は対象となりません。

■苗木の配布数

町指定の苗木から1回のお申し込みにつき2本まで配布します。

〈町指定の苗木〉

- クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

■申し込みから苗木配布まで

①役場ふらさと整備課へ「苗木申込書」を提出

※FAXや電子メールでの申し込みも可

②役場ふらさと整備課から「苗木引換券」の交付

③町指定苗木取扱店へ事前に電話でご希望の苗木の種類、本数を連絡し、取扱店に「苗木引換券」を持参する

※「苗木引換券」の有効期限

は発行日から1年以内

④町指定苗木取扱店から苗木を受け取り、自宅の庭などに植える

【注意】

・苗木を良好に管理するとともに、快適な生活環境の形成に努めてください。

・苗木の種類によつては、お取り寄せに時間をいただく場合や、取扱店によつては用意できない場合もあります。

■町指定苗木取扱店

- プラント4聖籠店
☎ 32・6200
- 曾根建株
☎ 27・5111
- (有)栗原緑樹園
☎ 27・5300
- (有)聖光園
☎ 27・4339
- 北越緑化(株)聖籠営業所
☎ 27・6665

生け垣づくり補助金

■補助の対象となるもの

- ・町内に住所を有していて、住宅や事業所の敷地内に設置する場合
- ・生け垣の長さは、道路に3m以上面して、かつ延べ5m以上あること
- ・高さ概ね0.5m以上の樹木を1m当たり2本以上植栽すること
- ・構造物の上部に設置する場合は、構造物の地上高が概ね0.5m以下であること
- ・生け垣の前面にネット・フェンスなどを設置しないものであること

※次のいずれかに該当する場合は補助金を交付できません。

- ・町税を完納していない方
- ・一度補助金交付を受けた同敷地内の生け垣
- ・既存の生け垣を撤去してつくるもの
- ・他の法令などにより補償がされているもの



・建築物の販売を目的とした事業者

■補助金の額

生垣の長さ1メートル当たり3千円、限度額5万円

■対象の樹木

- キヤラボク・シラカシ・サザンカ・マサキ・キンモクセイ・イヌツゲ・ベニカナメモチ・ピラカンサ・ドウダンツツジ・レンギョウ・サルスベリ・アベリア・ハナミズキ・ヤマボウシ・モクレン・ツツジ・サツキ

お申し込み・お問い合わせ

役場ふらさと整備課
(内線235)
FAX 27-2119
Eメールアドレス
furusato@town.seiro.niigata.jp

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
文翔ちゃん	(岸 博文)	苔 沼
咲来ちゃん	(小向 匠)	山諏訪山
湖由希ちゃん	(坂爪 穂高)	ひばりが丘
紗耶ちゃん	(下條 駿)	正 庵
渚紗ちゃん	(五十嵐 徹)	山大夫
奏汰ちゃん	(後藤 龍二)	亀 塚
琴春ちゃん	(鈴木 健次)	汐美台

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
伊藤 将太さん (藤井) 香織さん	藤 寄
宮下 亮さん (斎藤) 真子さん	山大夫
高橋 英司さん (宮崎) 路子さん	次第浜
高崎 義也さん (杉崎) 文香さん	亀 塚
泉 八十八さん (富田) 郁花さん	二本松
武田 悠さん (杉沢) 智恵子さん	二本松

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
神田 文雄さん	(71歳)	蓮 潟
小田 チヨイさん	(81歳)	次第浜
高橋 一郎さん	(79歳)	次第浜
菅原 ナツエさん	(88歳)	別 條
肥田野 重雄さん	(96歳)	真 野
佐藤 堅次さん	(77歳)	山大夫
坂上 照子さん	(64歳)	二本松
斎藤 松繁さん	(77歳)	杉谷内
武田 孝興さん	(85歳)	別 條
遠藤 両太郎さん	(88歳)	藤 寄
小見 恒子さん	(72歳)	藤 寄
石田 静夫さん	(91歳)	蓮 潟
小野 和雄さん	(84歳)	蓮 潟

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。
(注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

平成29年度 高齢者肺炎球菌ワクチンのご案内

過去に接種したことがない方は、接種費用の助成を受けることができます。助成の内容は、次のとおりです。

1 平成29年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方(手続き不要)

- ① 4月上旬に、接種に必要な用紙が郵送されます。
- ② 郵送された用紙一式を医療機関にご持参の上、接種してください。自己負担額4,640円で、接種できます。

2 1以外の、65歳以上の方(手続きが必要です)

- ① 直接医療機関で接種してください。医療機関での支払いは、全額自己負担となります。
- ② 接種した日から6ヵ月以内に、次のものをお持ちの上、保健福祉センターにお越しください。
領収書/ワクチン接種を証する書類/印鑑/通帳など口座情報のわかるもの
- ③ 医療機関で支払った額のうち、4,640円を超えた額(上限3,000円)を助成します。

※ 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはH I Vによる免疫の機能に障がいがある方も、自己負担4,640円で接種できます。身体障害者手帳などをご持参の上、直接医療機関で接種してください。

保健福祉課(町保健福祉センター内) 保健衛生係

☎27-6511

松くい虫の被害拡大防止のための 作業にご協力をお願いします

近年、松くい虫による松枯れの被害が拡大し、未だ被害が多い状況が続いています。町では、森林保全と被害拡大防止を目的として、松くい虫被害木の伐倒駆除(くん蒸)作業[※]や無人ヘリによる薬剤散布などを行っております。

これらの作業のため、被害木調査、伐倒駆除(くん蒸)作業や無人ヘリでの薬剤散布などを森林内で行いますので、森林所有者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

※松くい虫被害木を切り倒し、集積した後、薬剤を散布しビニールシートで覆い包む作業。

平成29年度事業(予定)

作業内容	実施期間	対象範囲
松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)業務委託(年4回実施予定)	4月～翌年2月	町内一円(高度公益機能森林および地区保全森林に限る)
松くい虫被害予防地上散布(無人ヘリ)業務委託	4月～6月	海岸砂防林一円

役場産業観光課 地域振興係(内線122)

確認してください、あなたの固定資産

町では、皆さんの固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して平成29年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

なお、納税通知書を送付（本年度は4月15日前後）する前に納税者の皆さんに、次により固定資産の価格を縦覧しますのでご確認ください。

また、4月上旬には各納税者宛に土地・建物の課税対象物件を記載した「課税資産明細書」を郵送しますのであわせてご確認ください。

「課税資産明細書」の内容に誤りや、既に取り壊した家屋が載っている場合、または、現存する家屋が載っていない場合は速やかにご連絡をお願いします。

この「課税資産明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

■縦覧期間 4月3日（月）～5月1日（月）
（土・日・祝日は縦覧しません）

■場 所 役場税務財政課

不服の申し立て方法

町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会（事務局：役場総務課）に対し、文書で審査の申し出ができます。

前述の縦覧およびこの不服の申し立ては、地方税法第416条および第432条によります。

固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免や減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

■減免

生活保護法に基づく生活保護受給者、またはこれに準ずる生活困窮者、および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象になります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

■減額

税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

📍役場税務財政課 税務係（内線145）

平成29年度町税などの納期限が決まりました

本年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。

納入期限内に完納するようお願いいたします。なお、納付には、確実に納め忘れない口座振替による納付をお勧めします。お申し込み手続きは町指定の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口で、申請書に必要事項を記入し提出してください。

※手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

📍役場税務財政課 税務係
（内線143・145）
役場町民課 保険係
（内線115・116・117）

税・保険料	期別	納期限
町・県民税	1	6月30日
	2	8月31日
	3	10月31日
	4	11月30日
固定資産税	1	5月1日
	2	7月31日
	3	10月2日
	4	12月28日
国民健康保険税	1	5月31日
	2	6月30日
	3	7月31日
	4	8月31日
	5	10月2日
	6	10月31日
	7	11月30日
	8	12月28日
	9	平成30年1月31日
	10	2月28日

税・保険料	期別	納期限
軽自動車税	全期	5月31日
介護保険料	1	5月31日
	2	6月30日
	3	7月31日
	4	8月31日
	5	10月2日
	6	10月31日
	7	11月30日
	8	12月28日
後期高齢者医療保険料	1	7月31日
	2	8月31日
	3	10月2日
	4	10月31日
	5	11月30日
	6	12月28日
	7	平成30年1月31日
	8	2月28日
	9	4月2日

聖籠町こころの健康づくり講演会

医師が語る!

全町民に聴いてほしい!

申込不要!

いくつになっても元気でいろでえ

～世代を超えて伝える命の大切さ～

悩みや心配ごとがあると『眠れない』『食欲がない』など、こころの不調は誰にでも起こります。

皆さんは、自分自身や家族、同僚、地域の方のSOSのサインに気づいていますか? うつ病や自殺を防ぐためには、悩める本人や家族だけでなく、職場や地域の力も必要です。

今回は、若者から働き盛り年代、高齢者など世代を超えて命の大切さを考えることをテーマにしています。この講演会をきっかけに、一人ひとりができることを一緒に考えましょう。

と き 4月22日(土) 午前10時～正午 (開場 午前9時30分)

ところ 聖籠町町民会館 公民館棟 小ホール



- ・先生の話がわかりやすく、楽しく聞くことができた。
- ・自分自身が元気をもらった。
- ・もっと精神的な病気について、たくさんの人に知ってもらえる機会があるといい。
- ・講演を聞いて、家族の変化に気づいていきたいと思った。
- ・地域で声を掛け合うことが大事。
- ・うつ病のサインなど企業でも参考にしたい。

お話をしてくれる先生



医療法人 有心会 有田病院

ありた まさともし

医師 有田 正知 先生

- ・診療の傍ら、精神保健や自殺予防に関する地域での講演会や、町の精神障がい者家族教室の講師としても大活躍されています。
- ・平成27年1月に町で開催された自殺予防講演会の講師もされ、大好評でした。
- ・とても気さくで、ユーモアあふれるお話が聴けること間違いなし!

平成27年1月31日

講演会『たった一つの命だから』

参加者の声より

お問い合わせ

保健福祉課 (町保健福祉センター内)

☎ 27-6511

平成29年度「あそび教室」参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年(1978年)から始まった「あそび教室」です。子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。

平成28年度 あそび教室より



- 期 間** 5月24日～翌年3月中旬まで
原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分
※参加者には詳しい日程をお知らせします。
- 会 場** 町保健福祉センター 大集会室
- 内 容** 親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他
- 募集対象** 平成26年4月2日～平成27年9月30日の間に生まれた子どもとその保育者 **20組**
※1 原則として1年間継続参加できる親子
※2 教室は40組程度の参加を予定しています
- 受 付** **4月10日(月)午前9時から**
定員になり次第、締め切ります。

お問い合わせ

保健福祉課 (町保健福祉センター内) 保健師

☎ 27-6511

まちをきれいにし花や緑で いっぱいにしませんか



道路、公園などの環境美化に取り組む団体を募集!

さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。
道路、公園・緑地などなど、町民が利用する公共施設の環境美化にグループがボランティアで取り組んでいただき、町がその活動を支援・PRするものです。

現在、21 団体が登録しています。

事業の概要

活動団体としてグループで行っていただきます。

構成者数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。
(構成員が児童・生徒で構成されている場合の代表者は、20歳以上とします。)

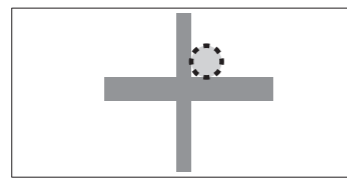
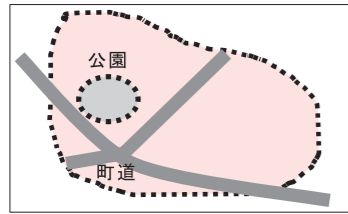
(1) 活動場所はどこにするの?

道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

① グループが自ら活動区域を町に申し出て協議により定める区域

(例1) ○○○集落区域

(例2) □□交差点付近ポケットパーク
(指定重点区域以外のもの)



② 重点的活動区域としてあらかじめ町が指定する以下の区域も可能ですが、その際にご確認ください。

区 域	作 業
(1) 町道と国道または県道との交差点	・フラワーボックス設置などによる花いっぱい活動!
(2) ポケットパーク(沿道にあるミニ公園・緑地)	・花木の植栽や花壇づくりなどによるうるおいのある沿道環境づくり!
(3) 幹線町道(または県道)の歩道	・除草活動などによるさわやか・きれいな道づくり!

(2) 具体的にどんなことをするの?

次のいずれかの活動を原則として年間3回以上行います。

- ① 草花などの植栽・管理
- ② 除草
- ③ 空き缶などの散乱ごみの拾集ならびに廃棄など



(菅根建株)



(南高橋建材)



(桃山集落)



(サークル道美新)



(南イイトランスポート)



(汐美台自治会)

(3) どんなメリットがあるの? (町の支援)

① 環境美化活動に必要な物品などの支給または貸与をさせていただきます (協議によります)

- 支給品(例): 種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料(生ごみたい肥)など
貸与品(例): プランター、草刈り機、スコップ、作業用チョッキなど



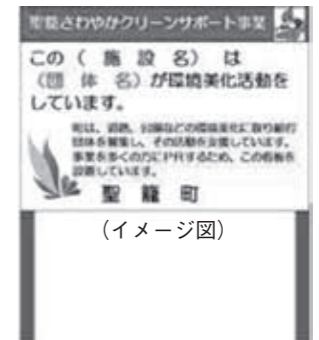
作業用チョッキ(各団体に数着ずつ貸与)

② 傷害保険を適用させていただきます

万が一の事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。

③ 看板を設置し広くPRさせていただきます

(適切な設置場所がある場合)
また、これにより、地域でのごみのポイ捨ての減少も期待でき、活動団体のステータス(誇り)にもなります。



(イメージ図)

④ 広報紙やホームページで活動団体の紹介・PRさせていただきます

(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介など趣向を凝らすなど)



(ぐりーん☆スター)



(外畑フラワー会)



(株岩測設計)



(株イシコーポレーション)

(注意) 無償ボランティア活動としておりますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。

参加したいとき

基本的には随時受け付け～随時実施となりますが、今年度の取り組みを行うにあたり、申し込み目標を平成29年6月末までとしてお願いします。

まず、団体をつくりましょう・・・集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など

次に、活動場所、活動内容を決めましょう

・・・集落公園、集落内道路、PR効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか

そして、申し込みましょう!



(聖籠町建設業協会)



(株聖籠第一設備)



(社会福祉法人心友会(汐彩の郷))



(図書館ネットいせいろ)

お申し込み・お問い合わせ 役場ふるさと整備課 (内線235)

農家の皆さまへお願い

今年も耕起・代かき作業など春の農繁期を迎えようとしています。農作業を行う際は、特に次の点に注意していただきますようお願いいたします。

①農作業事故に気を付けましょう！

農作業を行う際は、道路の安全走行の徹底、農業機械の安全操作に努め、農業事故を未然に防ぎましょう。

②公道に泥を落とさないよう注意しましょう！

農作業を行った後、トラクターなどで公道を走行する際は、田や畑から出る前に必ず泥をよく落としてください。道路に落ちた泥は、環境美化を損なうばかりでなく歩行者や自動車の通行の妨げになり、大変危険です。道路を汚してしまつた

場合には、速やかに清掃を行うなど安全な通行にご協力ください。

③たい肥の使用は周辺の方々の迷惑にならないよう注意しましょう！

毎年、たい肥の悪臭に関する苦情が多く寄せられます。たい肥を使用する際は、次の点に注意してください。
・住宅付近では、臭いの少ない完熟たい肥などを使用する
・夏場を避けるなど、施肥する時期に気を付ける
・風向き、時間帯などを考え、速やかにすき込みをする

④遊休農地の発生防止と解消に努めましょう！

農地を耕作しない状態が



何年も続くと、再び農地に戻すことが困難になるほか、雑草や病害虫が発生し、周辺の農地にも悪影響を及ぼします。農地を所有する方は、遊休農地を発生させないよう適正な管理をお願いします。

また、町では、遊休農地を解消しその後の保全管理を行う集落や、遊休農地を借りて再生利用を行う方に対し、必要な事業費の補助を行っております。詳しくは、役場産業観光課または農業委員会へお問い合わせください。

？役場産業観光課

農業振興係(内線122)
町農業委員会(内線130)

上水道のメーター器を取り替えます

お客様のご家庭に取り付けてある上水道のメーター器の取り替え作業を行います。上水道のメーター器は、計量法の定めにより8年ごとに交換が義務付けられています。

交換時にはご迷惑をお掛けします。お客様にはご理解とご協力をよろしく願います。



■対象世帯

町内約712世帯

■交換の時期

平成29年4月10日～

■交換の方法

平成30年3月20日

町指定の水道工事店が、対象世帯に訪問し交換します

(水道メーター工事店の腕章を着用)

■交換時間

20分程度

■交換の証

「メーター交換」のお知らせ配布

■その他

- ①交換時間が短いため、お客様の立会は必要ありません
- ②メーター交換の間は上水道の使用はできません
- ③メーターの交換作業での費用負担はありません

ただし、交換の際に器具の破損などが見つかった場合、お客様負担となりますのでご了承ください。

？上下水道課(上水道管理棟)

水道係 ☎27・5141

狂犬病の予防注射 忘れずに!!

生後91日以上の犬を飼っている方は、飼い犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）が法律で義務づけられています。

狂犬病は、人をはじめとする全てのほ乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染がまん延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

■当日必要なもの

① 通知はがき
郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

② 料金（合計3200円）
注射料金 2650円
注射済票 550円
※ 新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。

愛犬に責任を！

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多く、最近も放し飼いの犬が吠えかかり、驚いて転びケガをされた方もいます。周囲に迷惑をかけないしつけど配慮は、飼い主の務めです。責任をもって、愛犬をしつけましょう。
必ずフンの後始末を！
依然として、散歩途中にした飼い犬のフンを始末しない飼い主が後を絶ちません。

町ではこうした行為に対し、「聖籠町環境美化推進条例」において罰則を設けています。公共の場所などにおいて飼い犬がしたフンを始末せず、回収の命令にも従わなかった場合、3万円以下の罰金が科されます。飼い犬のフンは必ず始末しましょう！
犬とあなたのお約束。必ず守って下さいね!!

■日時と会場

日程	時間	会場
4月24日(月)	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月25日(火)	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時00分～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時30分	防災倉庫(役場隣り)

ご注意

事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

？役場生活環境課(内線281)

町外にお住まいの方に
広報せいろうを
送りませんか
— 広報送付制度のご案内 —



日頃から広報せいろうをご愛読いただきありがとうございます。

町では、町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望にこたえるために、「広報せいろう」の有料送付を行っています。

希望される方は、役場総務課の窓口で料金を添えてお申込みください。

■送付料 1200円

(1年分・5月号～翌年4月号)

？・役場総務課 広報広聴係 (内線222)

船上鯛カブラ釣り体験 参加者募集

海のにぎわい館

船上での鯛カブラ釣り体験を開催します。この機会にお気軽に参加ください。

⑤ 5月20日(土)・21日(日)

午前5時30分～11時

(受付 午前5時～5時20分、海のにぎわい館)

⑥ 新潟東港周辺

■定員 各回10人

■参加資格 小学生以上(※小学生は成人の引率が必要)

■参加費

大人 一般 9000円
会員 6300円

小学生 一般 6000円
会員 4200円

(竿・リールなどの道具、保険料含む)

■申込期間 4月12日(水)

から28日(金)まで(応募多数の場合は抽選)

※詳細は後日、ホームページに掲載します。確認のうえ申し込みください。

？海のにぎわい館

☎ 27・1103

海のにぎわい館 検索

65〜74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ

国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①から④までのすべてにあてはまる方は、年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

「年金から天引き（特別徴収）」の対象となる人は？」

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており65歳から74歳である
- ② 世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である

③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

④ 世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない

国民健康保険税の特別徴収では世帯主の年金から天引きされます。条件①〜④にあてはまらない方は今までどおりの納付となります。

「年金から国民健康保険税が徴収される方に届けられる通知書」

●特別徴収開始通知書

役場町民課から4月上旬に、特別徴収を開始することをお知らせする通知書が届きます。

●年金振込通知書

年金保険者から6月に送付される年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）の中にも、年金から徴収される国民健康保険税額が記載されています。

年金からの天引きを中止したい方は

国民健康保険税の年金天引きを中止し、口座振替での支払に変更することができます。希望される方は手続きください。

【手続き方法】

①金融機関で口座振替を申し込む
(振替口座の通帳と届け出印が必要です)

②役場町民課において年金天引きの中止申請を行う
(①の口座振替申込書の控えが必要です)

【注意していただく点】

天引き中止の手続きは期間を必要とするため、4月に手続きを行った場合、8月の天引き分から変更となります。

お問い合わせ
役場町民課 保険係
(内線115)

インターンシップ

(学生の就業体験)

受入企業募集

町では、新発田市・胎内市と連携し、聖籠町・新発田市・胎内市の高校生や大学生を対象としたインターンシップ事業を実施します。

聖籠町・新発田市・胎内市の事業者の雇用を確保するとともに、学生・生徒の圏域内就業率を向上させるため、インターンシップを受け入れてくださる企業を募集しています。詳しくは、申込書をご覧ください。

なお、申込書は、町役場産業観光課に設置してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

■申込期限 4月28日(金)

■役場産業観光課

地域振興係(内線123)

春の一斉 プランターづくり

参加しませんか？

NPO法人環境美化ネットワークせいろうでは「町民・企業・行政との協働による花いっぱい運動」を推進し、皆さまに楽しんでいただくため、毎年、町内の主要な交差点や歩道な

どにプランターの設置を行っております。

その準備作業として今年も「みんなプランターづくりをしよう！」というイベントを次のとおり開催します。

当日はおにぎり・とん汁を用意しております。たくさんのご参加をお待ちしています。

☑5月21日(日)

午前10時30分〜正午ごろ

(受付 午前10時)

※小雨決行

☑弁天瀧風致公園

(ステージ付近集合)

■定員 50名

(定員になり次第締切ります)

■申込期限 5月15日(月)

■参加について

・プランターへの土入れ、花苗植えを予定。作業のしやすい服装でご参加ください。

・親子での参加大歓迎！

・参加費は無料！

☑NPO法人環境美化ネットワークせいろう事務局(結い

ハート聖籠内)

☎20・8047(兼FAX)

Eメール

kankyoubika-seiro@sage.

ocn.ne.jp

適職を探そう！ 一般職業適性検査を 実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

15～39歳で就業していない方
(要申込) 定員6名

4月20日(木)

午後2時～4時

聖籠町立図書館 会議室

セミナー開催日以外も15～39歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談も行っ

下越地域若者サポートステーション
電話受付時間 平日午前10時～午後5時
(第2金曜日は休館日)

林野火災における 予防対策

林野火災は気象条件などに大きく左右され、特に空気が乾燥する春季に多く発生していますので、次の点に注意してください。

- ・枯草などのある場所では、たき火をしないこと。
- ・たき火などの火気を使用する際は消火の準備をして、その

場を離れないこと。
強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。



- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・火遊びはしないこと。

新発田地域広域消防本部
予防課 ☎22・8096
または、お近くの消防署まで

あなたの元気を応援 シルバー人材センター 会員募集

退屈な日々を少しでも解消し

何か自分にあつた仕事を短期にしてみたいと考えておられる方、シルバー人材センターは応援します。単純な仕事ばかりではありません。女性が活躍できる仕事も増えています。

特別な技能はいりませんが、働く意欲があればOKです。あなたもシルバーで活動してみませんか。聖籠事務所では、191名の会員が活躍しています。

入会手続き
60歳以上で町内に居住の方
入会説明会
毎月第2・第4水曜日・午前10時からシルバー人材センター聖籠事務所で開催いたします。ぜひお越しください。

※4月は12日と26日に開催します。

シルバー人材センター聖籠事務所 ☎27・1644

学校給食食材の 放射性物質 測定結果

聖籠町では、学校などの給食の安全性を確認し、給食に対する保護者などの不安を軽減することを目的に、給食用食材の放射性物質検査を実施しています。検査は毎週木曜日、翌日(金曜日)に使用する食材の中から1品目を選定して行い、再検査となった食材は、給食に使用せず、再検査を実施し公表しています。

なお、町のホームページで最新の検査結果を掲載しています。

検査日	検査品目	生産地	測定結果		
			放射性ヨウ素		放射性セシウム
			131	134	137
2月2日	キャベツ	愛知県	検出せず	検出せず	検出せず
2月9日	きゅうり	群馬県	検出せず	検出せず	検出せず
2月16日	ごぼう	青森県	検出せず	検出せず	検出せず
2月23日	人参	千葉県	検出せず	検出せず	検出せず
測定場所	新潟県新発田地域振興局 (新発田市豊町3丁目3番2号)				

※単位：Bq (ベクレル/kg)
※この検査の検出限界値は、20Bq/kgです。検出限界値は、測定する条件や食材により異なります。
※「検出限界値」とは、その分析法や計測機器で検出できる最小値(最小限度)のことをいい、この値は測定環境(自然界に存在する大気中の放射線量)、測定条件(時間重量など)、検査対象品目によって異なります。

子ども教育課 学校支援係
(内線305)

平成29年度自衛官募集

防衛省では、次により自衛官を募集しています。

募集種目	資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生(陸・海・空・自男子)	採用予定月現在18歳以上27歳未満の方(在高校生を除く)	4/1～6/16	7/1・2 いずれかを指定
一般曹候補生(陸・空・自男・女子)	平成30年4月1日現在18歳以上27歳未満の方(在高校生を除く)	4/1～6/16	1次5/27 2次7/1・2 いずれかを指定

自衛隊新発田地域事務所 ☎0254-26-5619



アルビレックス
新潟情報!!

2017シーズン開幕戦

2月25日(土)、いよいよ2017シーズンのJリーグが開幕!アルビレックス新潟はエディオンスタジアム広島でサンフレッチェ広島と開幕戦を戦いました。会場には約800人の新潟サポーターが駆けつけ、チームを後押ししてくださいました。ウォーミングアップでの「アシテルニイガタ」の大声援が、選手たちの闘志を燃え上がらせていきます。

新潟は今季から新たにチームに加わったFWホニ選手、MF原輝綺選手、DF富澤清太郎選手、そして5年振りに新潟のユニフォームを身にまとうDF矢野貴章選手が先発に名を連ねました。開幕の高揚感に包まれる中、キックオフのホイッスルが鳴り響きます。

試合は序盤から広島にボールを持たれる時間が長くなりますが、新潟は全体が連動してプレスを掛け、ショートカウンターが形からチャンスを作っていきます。3分にはホニ選手が相手のパスミスを見逃さずにボールを奪うと、ディフェンスラインの背後に走った山崎選手にスル

ーパス。山崎選手のシュートは惜しくもゴール左に外れましたが、スピード感のある攻撃で相手に脅威を与えます。

守備でも集中高く、相手に決定的な場面を作らせない新潟の選手たち。小泉選手とダブルボランチを組んだルーキーの原選手も、抜群の読みでピンチの芽を摘んでいきます。「失うものは何もないので、思い切ってプレーをした」(原選手)。自分の持ち味を十二分に発揮し、強豪相手にも堂々と渡り合っていました。

攻守ともに新潟らしいサッカーを示し、0・0のままハーフタイムへ。選手たちは自信を持って、後半の戦いにも臨んでいきます。

前半同様、粘り強く攻撃を封じていましたが、57分にコーナーキックから失点を許してしまいます。1点を追いかける展開となり、新潟は成岡選手に代えて田中選手を投入。下を向くとなく、同点のためのゴールを奪いにいきます。意識を緩めずにスペースを狙



↑ボランチの一角、原選手は優れた危機察知能力を披露。

い続けていくと、71分に決定機が訪れます。富澤選手が前線にロングボールを供給すると、「背後は常に狙っていたし、逃してはいけないところだった」とホニ選手が鋭く反応。右サイドに抜け出し、中央にグラウンダーのクロスを送ります。一度DFに当たりますが、こぼれ球を田中選手が左足でゴールに蹴り込み同点弾!ベテランが意地を見せ、スコアをタイに戻します。

82分には矢野選手が2枚目の警告で退場となり、数的不利での戦いを強いられました。辛抱強く広島の攻勢をしのいでいきます。90分を終え、アディショナルタイムの表示は5分。ゴール前でピンチもありましたが、DF陣を中心に体を張り続け、1・1のまま試合

終了。苦しい状況を乗り切った末のドローに、「勝ち点1を持ち帰れたのはプラスにとらえない」とキャプテン大野選手は前を向いて語っていました。



↑勝ち点1の殊勲となった田中選手。

試合後の記者会見で、三浦監督は「アウェイの遠い地まで新潟のサポーターがこんなにもたくさん来てくれて、我々を勇気づけてくれたことに感謝したいと思います」と声援への感謝の思いを語るとともに、「(退場があった後も)選手たちは全員で一致団結して守り切って、貴重な勝ち点1を挙げてくれたと思います」と激励を戦い抜いた選手たちの頑張りを称えています。

チームが初戦で示したものは、今季の躍進へと大いに期待を抱かせるものでした。これからも引き続き自分たちのスタイルを追求し続け、ひとつでも上

を目指してシーズンを戦っていただきます。

※4月の試合予定

〈明治安田生命J1リーグ〉

第5節 4月1日(土)

vsガンバ大阪

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第6節 4月8日(土)

vsサガン鳥栖

午後3時キックオフ

ベストアメニティスタジアム

第7節 4月16日(日)

vsヴァンフォーレ甲府

午後1時キックオフ

山梨中銀スタジアム

第8節 4月22日(土)

vsFC東京

午後4時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第9節 4月30日(日)

vs柏レイソル

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

〈JリーグYBCルヴァン

カップグループステージ

第2節 4月12日(水)

vsサンフレッチェ広島

午後7時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第3節 4月26日(水)

vs横浜F・マリノス

午後7時30分キックオフ

ニッパツ三ツ沢球技場

〈プレナスなでしこリーグ1部

第2節 4月2日(日)

vsマイナビベガルタ仙台レデ

ィース 午後1時キックオフ

ユアテックスタジアム仙台

第3節 4月15日(土)

vs日テレ・ベレーザ

午後1時キックオフ

多摩市立陸上競技場

第4節 4月22日(土)

vsINAC神戸レオネッサ

午後0時30分キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

第5節 4月29日(土・祝)

vsちふれASエルフェン埼玉

午後1時キックオフ

しらこばと運動公園競技場

〈プレナスなでしこリーグ

カップ1部予選リーグ

第1節 4月9日(日)

vsAC長野パルセイロ・レディ

ィース 午後0時30分キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム



JAPANSAMMICKARLEGGIZUからのお知らせ

JSC・JSSL開幕戦日程

のお知らせ

JAPANサッカーカレッジ(JSC)男子、JAPANサッカーカレッジレディース(JSSL)女子、開幕戦の情報についてお知らせします。

JSCは、4月30日(日)11時にJAPANサッカーカレッジグラウンドにてキックオフします。そして、JSSLは、4月9日(日)14時にJAPANサッカーカレッジグラウンドでキックオフします。

昨シーズンは、JSCは北信越フットボールリーグ1部で3



位という成績でした。今シーズ

ンは1位を目指し、目標であるJFLへの昇格を目指しています。また、JSSLも昨シーズンの成績はプレナスチャレンジリーグ入れ替え戦で敗れ北信越女子サッカーリーグへ降格とい

う悔しい結果となりました。今シーズンは、プレナスチャレンジリーグ復帰を目指しています。

JSC・JSSL共に昇格を目指すための厳しいシーズンとなります。そのため、開幕戦へ向け日々さまざまなトレーニングを行っています。今シーズンもファン・サポーターの皆さんとチームが一丸となって闘い抜きたいと思っております。ぜひ、

試合当日会場にお越しいただきJSC・JSSLの応援よろしく

お願いします。

JSSL地域イベント参加の様子

の様子

JSSLは、開幕戦に向けて地域のイベントに参加し地域貢献活動を行っています。

今シーズン開幕戦前に様々な

地域イベントに参加しています

が、2月18日赤谷どんつき祭りが行われ、雪上サッカー教室を開催しました。ここでは、レディース選手がコーチとして参加し、子どもたちと楽しくサッカーをプレーしていました。また、

レディース選手は子どもたちにとっても人気で大活躍していました。



【問い合わせ先】

〒957-0103 聖籠町網代浜925-1

TEL : 0254-32-5357

FAX : 0254-32-5358

学校HP : <http://www.cupsnet.com/>

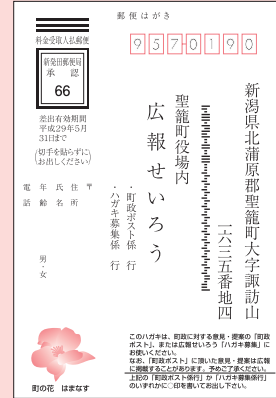
学校Twitter : @JAPAN_Soccer_C

チーム公式HP : <http://team.cupsnet.com/>

ジャパサカHG運営スタッフTwitter : @jyappi



町政ポスト Q&A



このコーナーでは、町政ポストに投稿のあった町政に対するご意見、ご質問とそれに対する回答を紹介します。

投稿者は年代と性別だけ表示します。

町政ポストはがきやEメールでご投稿いただいたご意見・ご質問を広報にて紹介します。あらかじめご了承ください。

なお、投稿者や第三者のプライバシーを害する恐れがある場合など、投稿と回答の内容によっては掲載しないこともあります。

Q 所属のこども園での土曜日預かり保育はできないでしょうか？

A 町からの回答
(担当 子ども教育課)

子どもが蓮野こども園に通っています。

土曜保育が蓮瀉こども園なので、(子どもが)いつも行きたがらなくて困っています。それぞれのこども園で土曜保育はできないのでしょうか？ 人件費などの関係で難しいのであれば、今週は蓮野こども園、来週は亀代こども園といった形で持ち回りにするのはどうでしょうか？

(年代・性別とも不明)

預かり保育に関するご意見について、回答します。

現在、こども園における土曜日の預かり保育(以下、土曜預かり)については、人や経費などを考え、町のほぼ中心にある蓮瀉こども園の1か所で行っております。

来年度からは、蓮瀉こども園の園児が多くなり、クラスが増えるため、延長保育、土曜預かりをする部屋が確保できなくなることから、預かり保育専用の施設の建設を計画

しています。この計画では、

蓮瀉こども園の敷地内に、小学校の放課後児童クラブと同規模の建物を考えています。

この施設は、今年の9月頃に完成する計画となっていますが、それまでの間は、蓮野こども園で土曜預かりをする予定としています。

なお、ご要望のあった毎週3園での持ち回りで、土曜預かりを行うことは、受け入れの体制や距離的な問題もあり、今のところ考えておりませんが、今後、土曜預かりの利用者が多くなれば、各園での対応を検討しなければならぬ

と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

Q 園バス小屋にあった宗教チラシ(?)が不快!

こども園バス待ち小屋に宗教の新聞かチラシのようなものが数部おかれていました。宗教も政治も個人の自由意思で決定するものですが、幼い子どもの目にするところに置くのはいかがでしょうか。以前母子ともども、とても不快な体験をしていますのでお知らせしました。

A 町からの回答
(担当 子ども教育課)

頂いたご意見について、回答します。

こども園のバス待合所に宗教的なチラシが置かれていたことについては、許可なく置かれたもので、町とは一切関係はありませんが、不快な思いをさせてしまいまして申し訳ございませんでした。

今後、このような関係のものも置かれないように点検し、もし置かれることがあった場合は、速やかに撤去し、再び置かれることのないような対応をいたしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

Q 可燃ごみの袋に水切り用の切れ込みか穴をあけてください!

ごみ袋の中にタポタポと水

(年代不明・女性)

の入ったごみ袋が出されること
とがあります。なかにはごみ
袋の中に虫がわいていたもの
もありました。そこで提案で
すが、可燃性のごみ袋の底辺
の部分に2カ所ほどの切れ込
みか穴をあけ配布してもらい
たいのです。水分を含んだ可
燃ごみは、自宅でも水気が切
れてからごみステーションに
出されることにもなり、燃料
代の節約にもなるのではない
でしょうか。ぜひ一考してい
ただきたく提案します。

(原文一部変更、

60歳代・男性)

町からの回答

(担当 生活環境課)

この度は「ごみ袋の形状を
穴あきのものにしては？」と
いう貴重なご提案をしていた
だきありがとうございます。
た。

さて、ご提案に関してです
が、予め穴をあけたごみ袋で
は小さなゴミや掃除をした時
のホコリなどが漏れ出すこと

や、予めあけた穴から袋が破
れてしまう恐れがあること、
本来「燃やせるごみ」のみを
入れていただいでごみステ
ーションへ出していただく袋で
すので水気のあるごみを入れ
る前提となっていないことか
ら、ご提案内容に沿うことが
できず誠に申し訳ありません
が、現状の形状を変更させる
ことは考えておりませんので
ご了承願います。

また、各集落では区長から
組単位で「廃棄物減量化等推
進員」の任命をお願いし、区
長と連携してごみステーション
の美化とともにごみの減量
化や、ごみ出しについての注
意喚起など管理活動をお願い
しているところです。そのため
不適切なごみの出し方をし
ている人については、区長や
推進委員の方々とご協力し
ていただくことにより、より
良いごみステーションの管理
ができるものと考えます。

このように、集落において
快適な住空間を構築するため
お互いに注意しあうこと、

提案していただくことは聖籠
町にとっても貴重な財産とな
り得ますので今後ともよろし
くお願いいたします。

藤寄地区く佐々木への 道路の拡張と街灯の増設 をしてください！

藤寄地区より(県道) 3号
線に出る道路は高校生らが

佐々木駅に自転車や徒歩で通
っている道路です。途中、新
発田川にかかる藤寄橋を渡り
きつたところがカーブとなっ
ており、草木が見通しを悪く
しています。夜は街灯も少なく
大変危険です。

橋を渡りきつたところにバ
スの事業所もあり、狭い道路



に大型バスも往来します。道
路拡張と街灯の増設を希望し
ます。橋を境に新発田市にな
りますが、新発田市、聖籠町
両者のご協力、検討をお願い
します。

(年代不明・女性)

町からの回答

(担当 生活環境課

・ふるさと整備)

藤寄橋付近のカーブの見通
しと街灯に関するご意見につ
いてお答えします。

聖籠町と新発田市を結ぶこ
の道路は、新発田市方面へ藤
寄橋を渡ったカーブの終わり
「聖籠町」表示看板までが町
が管理する町道で、その先県
道3号線までは新発田市が管
理する市道になっています。

カーブの箇所が草木により
見通しが悪くなっている件に
ついては、道路敷であるので、
繁茂する時期に草刈などを行
うことで改善するように努め
たいと思います。

次に、道路拡張に関してで

すが、この大型バスの会社は
新発田市内にあり、大型バス
は主に県道3号線に向って走
行しているようです。

新発田市と聖籠町で連携し
ている定住自立圏構想の中で
交通量や経済効果などを考え
た場合、整備箇所位置づけ
ることは難しく、道路拡張に
伴い橋も架け替えが必要とな
ってくるなどにより、現
時点では、聖籠町・新発田市
とも道路拡張を予定していな
いことをご理解ください。

また、街灯に関してですが、
藤寄集落の青木建築作業所の
十字路から藤寄橋までの間と
藤寄地区公民館から藤寄橋ま
での間の街灯は、防犯灯とし
て設置されており、集落管理
となっております。このたび、
藤寄集落で3月末に防犯灯1
基を増設するというお話を伺
っております。

貴重なご意見ありがとうございます。
ございました。

また何かお気づきの点がご
ざいましたら、お知らせくだ
さい。

Q こども園のトイレを 男女で仕切る改造か増築 をしてください！

孫の運動会とおじいちゃん
おばあちゃん参観日など、蓮
潟こども園に行く機会があり
ました。

年ですのでトイレも近くて
困ります。ところがこちらの
トイレは入り口が一つで男女
共通で、女性ができるのは2
カ所、その反対側にすぐ男子
の小便器があります。いつも
利用をしようとすると女性ば
かりの長い行列で男性がかわ
いそうです。他市町村からも
大勢のおじいちゃんおばあち
ゃんが張り切ってきて来ます。
トイレの改造・増築をお願
いします。

A 町からの回答 (担当 子ども教育課)

頂いたご意見について、回
答します。

現在、蓮潟こども園と龜代

こども園の大人用(職員用)
トイレは、男女が同じ部屋に
ある状況となっています。近
年は、男性の職員も増え、普
段からも気を使って利用して
いる状況です。

しかし、トイレを増設する
場合、現在の建物のスペース
を考えると、難しい状況にあ
ります。

このようなことから、今の
スペースをうまく利用し、男
女とも気を使うことなく快適
に利用できるような空間を考
え、改修を検討していく予定
としていますので、ご理解く
ださるようお願いいたしま
す。

Q 消雪パイプ用に予算を 残してください！ はがきも中止を！

雪が降らなかつたら除雪代

もかからないと思います。予
算を消雪パイプ用に残してお
いて少しでも町民が雪が降っ

ても困らない気遣いをしてく
ださい。皆さんの声はこのは
がきを出してもだめだとだか
らこのはがきも中止したら予
算も残ると。

(年代・性別不明)

A 町からの回答 (担当 ふるさと整備 ・総務課)

除雪業務においては、町民
の皆さまに対して大変不便を
おかけしています。

投稿いただいたご意見につ
いて、お答えします。

除雪は、暖冬と言われた年
であっても、必ずと言ってい
いほど数回は出勤しておりま
すが、消雪パイプで融雪する
路線も徐々に増えています。

この消雪パイプの整備は、
町は冬の交通確保面や必要性
などを考えて計画的に行って
きています。

消雪パイプは除雪の労力も
軽減できることから、集落か
らの整備要望も多くなってい
ますが、費用が非常に高額で

あることから、残念ながら計
画箇所を一度に設置すること
は非常に難しい状況です。

また、町政ポスト投稿ハガ
キの広報紙への折り込みにつ
いては、町民の皆さまの行政
への参画と開かれた行政を推
進し「町民との対話による町
づくり」を実現するため、実
施しています。確かに費用は
発生しますが、住民の皆
さまからの町政に関するご質
問やご意見をいただき、これ
に対して回答をし、場合によ
っては町の政策に反映するな
どの役割を担っており、現状
では町政ポストはがき作成お
よび配布を中止することや、
廃止して消雪パイプの整備に
充てることは予定しておりま
せん。

このことから、今後におい
ても財政も厳しい中ではあり
ますが、少しでも財源を確保
しつつ、必要性や優先順位な
どを考えながら計画的に消雪
パイプの整備を行う予定です
ので、ご理解をお願いします。
貴重なご意見ありがとうございます。

また、お気づきの点がござ
いましたら、お知らせくださ
い。

Q プラゴミ回収日を 増やしてください！

プラゴミの日を週2回ぐら
いに増やしてほしいです。

プラゴミは結構たまるので
週1では足りないと思います。
周りでこんな意見がたく
さん聞かれています。

よろしくお願いいたしま
す。

(年代・性別とも不明)

A 町からの回答 (担当 生活環境課)

日頃からプラスチックごみ
等資源ごみの分別収集にご協
力いただきましてありがとうございます。
でございます。

さて、ご要望に関してです
が、近隣市町村でのプラスチ

ツクごみの回収は週1回または月2回の回収が主流であること、週1回から週2回に変更することによる経費の確保が難しいことから、何とかご希望に沿いたいのですが実現が難しいのが現状です。プラスチックごみが多いステーションにつきましては従来通りプラスチックごみを入れる袋を増やすことでの対応とさせていただきますのでご理解をお願いします。

貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。

Q アメシロ防除剤配布は

廃止を！

毎年アメシロの防除剤が希望する家に配布されているが、農家の方々が優先的にもらっていて、家庭菜園や庭の木に2本使いたいので3〜4ml欲しいという人には届いていない。農家優先ならJAに移譲すれば集落の係も楽にな

る。(その代わりに耕作放棄地から飛んでくる雑草の種に困っているので除草剤を配布してほしい)

廃止してよいと思う。

(年代不明・女性)

A 町からの回答

(担当 産業観光課)

毎年、集落にアメシロ防除剤が配布されるが、農家の方が優先的に配布されるため、他の希望者へは配布されないとのご意見についてお答えいたします。

アメシロ防除剤(トレボン乳剤)については、集落の共同防除(集落内で一斉に各家庭のアメシロ防除を行う)に対して薬剤を配布しているものであります。今回のご意見のように農家や各家庭に配布するために配布しているものではありません。農家の方々が畑などで使用する場合や、家庭菜園、庭木の防除を個人で行う場合は、個人で薬剤を購入して防除を行っていただ

きますようお願いいたします。

なお、現在は事前に各集落へ希望数量(上限あり)を確認して配布しておりますが、平成29年度からはこの配布方法を見直す予定でありますのでご理解をお願いいたします。

また、除草剤の配布については、現段階では予定がありませんので併せてご理解をお願いいたします。

今後も、病害虫防除について、ご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q 「広報せいろう」と

「広報せいろう・お知らせ号」を一緒に出して

ください！

お疲れ様です。

町から町民に配布される、広報など配り物の事をお願いが有ります。

先々週「広報せいろう」を各家に配り、先週「広報せいろう・お知らせ号」が一枚来ました。一緒に出せないですか？

一緒に出して下されば、一度で済みます。

次回から一緒に出して下さい。お願い致します。

(年代・性別とも不明)

A 町からの回答

(担当 総務課)

広報の発行に関するご意見についてお答えします。

広報せいろうは、原則として最終金曜日に翌月の広報一般号を、月半ば15日の最も近い金曜日とその月のお知らせ号を発行しております。一般号とお知らせ号の発行の間隔は、原則として2週間程度空けています。

なお、8月は月半ばがお盆期間のため行政区を通じての配布が難しく、1月は編集期間に年末年始があり、編集作業ができないため、月半ばの

発行をせず、一般号のみの発行としております。

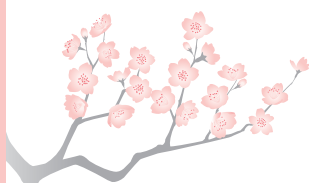
原則月2回発行としているのは、町民の皆さまへ適切な時期に町からの情報をお伝えするためであり、現在のところ変更を予定していません。大変申し訳ありませんが、広報発行の計画上、広報せいろう一般号とお知らせ号を一緒に出すのは難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お問い合わせ

役場総務課
広報広聴係

(内線 2 2 2)



町の宝で〜す

2月の乳児健診から



菅原 未朱羽 ちゃん



加藤 健琉 ちゃん



吉永 菜 ちゃん



宮本 るか ちゃん



齋藤 陽彩 ちゃん



宮澤 叶翔 ちゃん



中村 脩人 ちゃん



富原 一華 ちゃん



榎本 遥太 ちゃん



廣川 森 ちゃん



高橋 しずく ちゃん



高橋 初代香 ちゃん



小見 心結愛 ちゃん



森田 理叶 ちゃん



佐藤 葵 ちゃん



加藤 楓花 ちゃん

新・食は味楽来

季節の変わり目に
免疫力アップ食を



春の陽気は気持ちよく、過ごしやすい季節ですね。でも、「なんだか体がだるい」「眠い」「気分がすっきりしない」などの心身の不調を感じる方も多いようです。春は気温の変化が大きいことや新しい生活環境に伴う緊張やストレスが増えることで、代謝や体温調節を司っている自律神経のバランスが崩れて、うまく働かないことが要因と考えられています。そこで今回は自律神経を整えて、さらに免疫力が上がる食事をご紹介します。

<免疫力を上げる食事>

- 旬の野菜を積極的に食べる
- バランスの良い食事をとる
- 食品添加物に注意した食事をする。
- 身体を温める食事をする
- 腸内環境を整える食事をする



春に旬を迎える野菜には、冬のうちにため込んだ脂肪や老廃物を身体から出し、ビタミンを補給してくれる効果があります。例えば、聖籠町の皆さんがこの時期によく食べる山菜やたけのこなどの煮物などは体に有害とされる活性酸素を除去するファイトケミカルが豊富です。

<春野菜のアーモンド和え> 1人分 (エネルギー 87kcal 塩分 0.4g)

材料 (5人分)

- たけのこ(茹で)・・・80g
- れんこん……………80g
- 人参……………中1/2本(80g)
- 菜の花(又はアスパラ菜)
……………1/3束(80g)
- アーモンド粉……………大さじ3と1/2
- 砂糖……………小さじ2
- 醤油……………大さじ1/2



作り方

- ① れんこんは千切りにして酢水にさらしておく。竹の子、人参は同じ長さの千切りにする。菜の花は3cmの長さに切っておく。
- ② ①の野菜をさっと茹で、水気を切る。
- ③ ボールにAの調味料を合わせ、②を加えて和える。
※アーモンド粉はピーナツ粉やすりごまに替えてもOK
苦味のある野菜が苦手な子供にもお勧めです。

お問い合わせ 保健福祉課 (町保健福祉センター内)
管理栄養士 ☎27-6511

元気に育ててね!

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4カ月健診対象乳児を撮影しています。

町と聖籠郵便局・亀代郵便局・新発田郵便局とが平常時や災害発生時の協力協定に調印



↑左から大沼聖籠郵便局長、渡邊町長、富樫亀代郵便局長、渡辺新発田郵便局長

3月10日（金）、聖籠町役場で、町と聖籠郵便局、亀代郵便局、新発田郵便局による災害発生時などにおける協力に関する協定調印式が行われました。

町と聖籠郵便局および亀代郵便局は、平成11年に災害時における協定を締結しています。今回、新発田郵便局を追加し、災害発生時での配達のための相互協力など内容を一部見直した協定、また、郵便配達時など町民の皆さまに何か異常を発見した際の町への情報提供と協力を定めた協定を締結することとなりました。

それぞれの協定書を渡邊町長、大沼聖籠郵便局長、富樫和俊亀代郵便局長、渡辺英樹新発田郵便局長が署名し、協定が発効しました。

今後、町民の皆さんの安心安全のため、町と郵便局は互いに協力していきます。

たけよし 森 猛義さん

国民健康保険永年勤続者表彰を受賞

2月27日（月）、聖籠町国民健康保険運営協議会（以下、同協議会）会長の森猛義さん（67歳：蓮野）が、新潟県国民健康保険団体連合会から国民健康保険永年勤続者表彰を受けました。

森会長は、平成11年に同協議会の委員となり、平成15年からは会長として在職されております。これまでの同協議会委員として町の国民健康保険の適正な運営に尽力された功労が認められ、今回の表彰となりました。

表彰を受け、森会長は「町の役に立てばと思ひ委員を受けてから早くも17年が過ぎました。健康保険制度を取り巻く状況は大きく変わってきておりますが、これからも町の国保が適正に運営されるよう努めていきたいと思ひます」と話されました。今後のさらなるご活躍をお祈りします。



↑新潟県国民健康保険団体連合会新理事長に就任した渡邊町長（左）から表彰状を受けとる森会長（右）

↓町選挙管理委員会の長谷川進一委員長（左）から表彰を受ける遠藤和明さん（右）



選挙時の投票管理者や立会人として長年務められた方々を表彰

3月2日（木）、選挙時に管理者や立会人として長年にわたり従事された方々が、選挙の適正執行に尽力された功績をたたえられ、町選挙管理委員会から表彰されました。表彰を受けた方は次のとおりです。

■投票管理者または立会人として通算12年以上、20回以上従事した方（敬称略）

遠藤 和明（藤 寄） 高橋 竹美（次第浜）

■投票管理者または立会人として通算6年以上、10回以上従事した方（敬称略）

市川 勝榮（本諏訪山） 吉田 辰雄（二本松）
 齋藤 文吉（蓮 湯） 松田 春男（亀 塚）
 宮下ともみ（次第浜） 坂井 直美（二本松）
 圓山由美子（蓮 野） 渡邊ケイ子（網代浜）

今後も、町選挙の適正な執行にご協力をお願いします。

祝 聖籠中卒業

147人の新たな門出をお祝い申し上げます。
未来へはばたけ！卒業生！



町の桜 楽しみませんか

新潟県の各所に桜の名所がありますが、聖籠町にも見事な桜を鑑賞できる場所があります。開花時期に町ホームページで開花状況を随時更新していきます。

ぜひ、町の桜をお楽しみください。

①弁天瀧風致公園（蓮野）

開花に合わせてライトアップされます。

②加治川治水記念公園（真野～新発田市）

見事な桜のトンネルあり。

③派川加治川の聖籠緑地からアルビレッジ入口付近まで（東港5丁目）

町内でも最も開花が早い場所の一つ。

④聖籠町役場前（諏訪山）

役場前から図書館まで楽しめます。

